

昭和四十七年政令第三百八十五号

質屋営業法に規定する道公安委員会の権限
の方面公安委員会への委任に関する政令
内閣は、風俗営業等取締法（昭和二十三年法律
五百二十二号）第六条の二、質屋営業法（昭和二
十五年法律第五百五十八号）第二十九条及び警備業
法（昭和四十七年法律第二百七十七号）第十七条の規
定に基づき、この政令を制定する。

（権限の委任）

第一条 質屋営業法又は同法に基づく政令の規定
により道公安委員会への委任に関する事務は、道
警察本部の所在地を包括する方面を除く方面に
ついては、当該方面公安委員会が行う。ただし
し、同法第七条第一項の規定による質物の保管
設備の基準の定めに関する事務は、この限りで
ない。

（聴聞の実施手続）

第二条 前条の規定により方面公安委員会が行う
处分に係る聴聞を行うに当たつては、道公安委
員会が定める手続に従うものとする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十七年十一月一日から施
行する。

（質屋営業法等に規定する道公安委員会の権限
の方面公安委員会への委任に関する政令の廃
止）

2 質屋営業法等に規定する道公安委員会の権限
の方面公安委員会への委任に関する政令（昭和
三十六年政令第二百四十六号）は、廃止する。
（経過規定）

3 風俗営業等取締法第四条の四第四項又は第四
条の五の規定による営業の停止に関する事案
で、この政令の施行前にすでに同法第五条第二
項の規定による通告が發せられ、又は同項の規
定による公示が行なわれたものの処理については、
なお従前の例による。

附 則（昭和五七年一二月一〇日政令第

（施行期日）

1 この政令は、警備業法の一部を改正する法律
（昭和五十七年法律第六十七号）の施行の日
（昭和五十八年一月十五日）から施行する。

附 則（昭和五九年一一月七日政令第三

（施行期日）抄

1 この政令は、風俗営業等取締法の一部を改正
する法律（昭和五十九年法律第七十六号）の施

行の日（昭和六十一年二月十三日）から施行す
る。

附 則（平成六年九月一九日政令第三〇
三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平
成六年十月一日）から施行する。
十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二一年一〇月一四日政令第
三二一号）

この政令は、地方分権の推進を図るための関
係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成
十二年四月一日）から施行する。